

# 運転適性相談のお勧め

運転に不安のある方は、運転適性相談窓口へ！

一定の病気等により自動車等の運転に支障のある方は、症状等によっては運転免許が取得できなかつたり、取消されたりする場合があります。警察では病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方及びご家族の皆さん等のため相談窓口を設けています。

- ・過去5年以内に病気を原因として、又は原因は明らかではないが意識を失ったことがある。
- ・過去5年以内に病気を原因として、身体が一時的に思い通り動かせなくなったことがある。
- ・過去5年以内に十分な睡眠を取っているにもかかわらず、眠り込んでしまった事がある。
- ・過去1年以内に飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態にある。又、病気治療のため医師から飲酒をやめるように助言を受けているにもかかわらず飲酒したことがある。
- ・病気を理由として医師から運転免許の取得、又は運転を控えるよう助言を受けている。

など特定の病気等があれば入所前に運転適性相談窓口で相談して下さい。

一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

※一定の病気：認知症、てんかん、統合失調症、再発性失神、無自覚性の低血糖症、そううつ病  
重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

- 運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。  
～質問表により、病気の症状を申告してください。～
- 運転免許の取得前に、必要に応じて、警察に相談してください。  
～運転免許課講習係、免許更新センター及び各警察署運転免許窓口には、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～
- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。  
～処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

「質問表」には、必要事項を正しく記載しましょう。

- ・「質問表」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消等にはなりません。
- ・「質問表」に虚偽の記載をする行為には、罰則が設けられています。
- ・記載内容に含まれる「個人情報」を、警察では厳格に保護します。
- ・「運転適性相談窓口」が各警察署や免許（更新）センター等に設置されています。

病気等で自動車等の運転に不安のある方は、ご相談ください。

**兵庫県警察 運転適性相談窓口 078-912-1628 (内線 377)**

※身体の障害等で機械検査を希望される方は、

明石運転免許更新センター運転適性相談室（平日 午後1時～4時の間）

に直接お越しください。（予約不要）